議案第５８号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２９年２月１６日提出

静岡市長　　田　辺　信　宏

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「認証を受けようとする者」を「規定による認証の申請」に、「提出する」を「提出して行う」に改め、同項第２号中「定款」を「申請に係る特定非営利活動法人の定款」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号を同項第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

（１）申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

第２条に次の１項を加える。

６　前項に規定する軽微な不備の補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を市長に提出して行うものとする。

（１）申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（２）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

（３）補正の内容

（４）補正の理由

第３条第２項中「第14条の９」を「第14条の９第１項」に改める。

第４条中「第25条第３項の規定により定款の変更について認証を受けようとする特定非営利活動法人」を「第25条第４項の規定による認証の申請」に、「提出する」を「提出して行う」に改め、同条に次の１項を加える。

２　法第25条第６項の規定による届出は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行うものとする。

第８条を第16条とし、第７条を第15条とし、同条の前に次の２条を加える。

（役員報酬規程等の公開）

第13条　法第56条（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

（合併の認定の申請）

第14条　法第63条第３項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

（１）合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（２）認定年月日又は特例認定年月日

（３）認定又は特例認定の有効期間

（４）合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地及び存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要並びに認定又は特例認定の区分

（５）合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地、存続する法人が現に行っている事業の概要及び認定又は特例認定を受けている場合はその区分

第６条第２項中「助成金の支給を行った場合にあっては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合にあっては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を「事後遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を市長に提出して」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第12条とする。

（１）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（２）認定年月日

（３）認定の有効期間

（４）助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

第12条の前に次の５条を加える。

（事業報告書等の公開）

第７条　法第30条の規定による閲覧又は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請）

第８条　法第31条第３項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

（１）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（２）事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯

（３）残余財産の処分方法

（残余財産の譲渡の認証の申請）

第９条　法第32条第２項の規定による認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

（１）清算人の氏名及び住所又は居所

（２）解散した特定非営利活動法人の名称

（３）譲渡する残余財産の種類及び数量

（４）残余財産の譲渡を受ける者

（認定の申請）

第10条　法第44条第２項（法第51条第５項及び法第58条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

（１）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（２）設立年月日

（３）新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定及び特例認定の有無並びに有効期間

（４）新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定の取消し及び特例認定の取消しの有無並びにその取消しの日

（認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き）

第11条　法第54条第１項（法第62条において読み替えて準用する場合及び法第63条第５項において準用する場合を含む。）、第２項（第１号に係る部分を除き、法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第３項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備置きは、同条第４項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

第５条中「満了の日」の次に「の翌日」を加え、同条を第６条とする。

第４条の次に次の１条を加える。

（事業報告書等の備置き等）

第５条　法第28条第１項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第２項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第３項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出に関する経過措置）

２　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第８条の規定によりなお従前の例によるものとされる書類の提出については、なお従前の例による。